

新型コロナウイルス感染症に係る緊急資金繰り対策の拡充

令和2年3月9日
熊本県商工観光労働部

1 現状

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している（見込み）事業者に対して、次の県制度融資を実施中（3/2（月）～）。

	① 県独自分【R2. 2. 28専決】	② 国指定分【セーフティネット保証4号】
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 （新型コロナウイルス感染症対策分）	金融円滑化特別資金 （セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分）
利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少(20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少(20%以上)
融資限度額	5,000万円(通常枠)	5,000万円(特別枠) ※①と併せて1億円
融資期間	1年～10年（据置期間 1年以内）	
上限利率 （償還期間による）	～（上限 年1.70%以内～年2.30%以内）	～（上限 年1.50%以内～年2.00%以内）
保証料率の 利用者負担	0.00%（県が全額補助）	
借換え	不可	

2 経済界から寄せられている課題

- (1) 追加融資を受けたいが、熊本地震資金の返済中で返済の負担が大きく、新たな借り入れができない。
⇒ 返済猶予と返済期間延長を受けつつ、新たな運転資金の借り入れもしたい。
- (2) 熊本地震の時と比較しても、売上げの減少幅が大きく、より多くの資金が必要。
⇒ 県制度融資の限度額を拡充してほしい。

3 対応策

(1) 熊本地震分の借入残の借換えを認める

①県独自分、②国指定分のいずれの制度についても、熊本地震に係る借入（保証付き）の借換えを可能とし、1年間の返済猶予と返済期間の延長による月々の返済負担軽減を実現する。

※イメージは「別紙」のとおり

(2) 融資限度額の拡充

①県独自分の通常枠5,000万円及び②国指定分の特別枠5,000万円の融資限度額を、中小企業信用保険法上の無担保保険の上限額である8,000万円にそれぞれ拡充する。



(3) 融資枠として100億円を追加

4 制度拡充後の概要

	① 県独自分【R2. 2. 28専決】	② 国指定分【セーフティネット保証4号】
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分)
利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少(20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少(20%以上)
融資限度額	8,000万円(通常枠)	8,000万円(特別枠) ※①と併せて1.6億円
融資期間	1年 ~ 10年(据置期間 1年以内)	
上限利率 (償還期間による)	~ (上限 年1.70%以内 ~ 年2.30%以内)	~ (上限 年1.50%以内 ~ 年2.00%以内)
保証料率の 利用者負担	0.00%(県が全額補助)	
借換え	熊本地震分(※)について可能	
取扱開始	令和2年3月10日(予定) ※令和2年3月2日から開始した拡充前の制度利用者も対象	

※熊本地震に関する熊本県制度融資(SN4号、激甚、小規模事業者おうえん資金(一部))、及び市町村の熊本地震に関する特別融資分